

令和7年度 第1回 能登町入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和7年5月30日（金）午後1時10分～15時00分 能登町役場3階 302会議室		
出席委員	角 弘子 芦田 正良 鍛冶 武司 山根 敏秀 （※敬称略）		
次第	1 開 会 2 挨 拶 能登町指名審査委員会委員長 職務代理者 総務課長 山下 栄治 3 議 事 （1）入札・契約手続の運用状況について （2）入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議 （3）談合情報についての報告及び審議 （4）審議対象工事の抽出結果について （5）審議対象工事の審議 （6）その他 4 閉 会		
審議対象期間	令和6年度下半期 【令和6年10月1日～令和7年3月31日】		
抽出工事	5件（予定価格が130万円超の建設工事（一般競争入札1件、指名競争入札3件、随意契約1件）から抽出）		
	一般競争入札	1件	令和6年度 ふれあいの里施設屋外遊具整備工事
	指名競争入札	3件	・令和6年度 能登消防署災害復旧工事（機械設備） ・令和6年度 宇加塚集落センター解体工事 ・令和6年度 林地崩壊防止事業 武連地区復旧工事その4
	随意契約	1件	令和6年9月21日～22日発生奥能登豪雨災害復旧事業 鮭尾地区営農飲雑用水施設災害応急本工事（膜ろ過設備）
委員からの質問及びそれらに対する町の回答等	別紙のとおり		

委員会による意見の具申内容	なし
---------------	----

質問・意見	回 答
(1) 入札・契約手続の運用状況について (2) 入札及び契約手続に関する再苦情の報告及び審議 (3) 談合情報についての報告及び審議 (4) 審議対象工事の抽出結果について (5) 審議対象工事の審議 ＜一般競争入札分＞ 「令和6年度 ふれあいの里施設屋外遊具整備工事」 ・落札者の(株)モアグリーンは4,500万円以上の下請け契約をすることはできないのですか。 ・特定建設業許可の無い業者が参加できるようにした理由というのは、参加可能業者が10者に満たないからでしょうか。	・指名審査委員会の開催状況及び入札の実施状況について報告 ・能登町公共工事の前金払い取扱規則の改正、地域維持型建設工事共同企業体運用基準の制定、能登町週休2日工事実施要領の改正、災害復旧工事に係る内訳書の簡略化について、説明および報告 ・「該当案件無し」と報告 ・「該当案件無し」と報告 ・能登町入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定により、抽出委員が審議対象工事の抽出結果を報告（抽出委員が令和7年5月16日に入札方式別に「くじ引き」を行い抽出） ・土木工事に関しては特定建設業許可を有していないので、4,500万円以上の下請け契約を結ぶことはできません。その額未満であれば下請契約を締結することはできます。 入札公告では、特定建設業許可は求めていませんが、留意事項として、下請け契約が4,500万円以上となる場合は「特定建設業の許可が必要となる。」と明示しております。 ・当該工事の予定価格が町で運用している特定建設業許可を必須とする価格未満であったことから、特定建設業許可が無い業者でも参加できるようにしました。

質問・意見	回 答
・ 特定建設業許可を必須とする価格というのは何か根拠があるのですか。 ・ この工事のことだけではなく、入札金額が予定価格と同額という事が多く見受けられるのですが、大丈夫なのでしょうか。 <指名競争入札分> 「令和 6 年度 能登消防署災害復旧工事（機械設備）」 ・ こういった工事は随意契約にはならないなんですか。特殊な工事に思えたので、最初に施工した業者でなくて、別の業者でも特に問題なくできるのですか。 「令和 6 年度 宇加塚集落センター解体工事」 ・ これは地震によって解体されることになったのか。 「令和 6 年度 林地崩壊防止事業 武連地区復旧工事その 4」 ・ 1 者辞退されていますが、この場合にペナルティはありますか。 <随意契約分> 「令和 6 年 9 月 21 日～22 日発生奥能登豪雨災害復旧事業 鮭尾地区営農飲雑用水施設災害応急本工事（膜ろ過設備）」	・ 町では、下請け契約の額を元請け額の 40%と想定し、特定建設業許可が必須となる下限額の 4,500 万円を 40%で除した額で運用しております。 ・ 予定価格自体は事前に公表されていることから、予定価格自体は参加される業者は把握しておりますので、予定価格と同額で入札されている業者につきましては、その額であれば施工しても良いという事であると思われます。 ・ 当該工事については、建築物の機械設備工事となりまして、特殊な工事ではなく一般的な機械設備工事ですので、指名競争入札により発注しております。 ・ はい。令和 6 年能登半島地震発生後に発注された解体工事のほとんどが地震によるものです。 ・ 辞退届が提出されているので、ペナルティはありません。

質問・意見	回 答
・工期を3月末から5月末まで延長したのですが、写真を見ると濾過装置を交換するだけで、工期延長するような工事ではないように思われましたが。 (7) その他	・今回被害を受けた濾過装置の中に膜モジュールという部品が2本ありまして、一旦その2本を緊急的に代替品と入れ替えました。取り外した2本を洗浄して再度設置するために製造メーカーに持ち込んだところ、1本が洗浄しても浄化機能を果たさないような状況となっていました。急遽新しい部品を製造することとなったことで、不測の期間を要したため、工期延長を行いました。 ・次回抽出委員の選出を行い、次回が開催が11月中旬となることを報告した。